

過度の便宜供与にかかる通報窓口の運用拡大および 「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」の改定

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）では、2026年4月より、通報窓口（損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度）における通報者の対象を拡大するとともに、「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」を改定しました。

1. 通報窓口の通報者対象拡大について

当協会では、2025年9月より、損害保険会社の役職員からの通報を対象とした通報窓口を設置し、過度の便宜供与が疑われる事案の通報を受け付けてまいりました。

2026年4月からは、本通報窓口について、保険代理店および一般消費者からの通報も受け付ける運用へと拡大します。これにより、過度の便宜供与に抵触するおそれのある事案を幅広く収集し、適正化につなげる仕組みを強化します。

なお、引き続き、本制度を通じて入手した情報（全体の傾向等）は、損害保険会社へ共有するとともに、代理店業務品質評議会へ定期的に報告することで、本制度の運営改善および各種ガイドラインの改定等に活用します。

具体的な通報方法等は、以下よりご覧いただけます。

【URL】 <https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/tsuho/index.html>

2. 「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」の改定について

2025年9月に策定した標記ガイドラインは、損害保険会社における保険代理店等に対する便宜供与の適正化により、顧客本位の業務運営の徹底・健全な競争環境の実現・保険代理店の自立化を目的としたものであり、現在、会員各社は同ガイドラインを踏まえた態勢整備を進めています。

一方で、代理店の業務品質向上のためには、損害保険会社が保険代理店への教育・管理・指導を適切に実施し、委託先である保険代理店が体制整備義務を着実に履行できるようになることの重要性がさらに高まっています。

このため、同ガイドラインに代理店の業務品質向上の観点も加えて改定を行い、損害保険会社が、過度の便宜供与を防止するとともに、保険代理店の日常的な教育・管理・指導を行う必要があることを明確化しました。

■損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン（本編）

【URL】 https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/bengikyouyo_guideline.pdf

■損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン（別冊）想定事例集

【URL】 https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/bengikyouyo_guideline_appendix.pdf